

サービス提供体制強化加算に関する届出書
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、療養通所介護)

1 事業所名	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 施設種別	1 (介護予防)訪問看護 2 (介護予防)訪問リハビリテーション 3 療養通所介護
4 届出項目	(訪問看護、訪問リハビリテーション) 1 サービス提供体制強化加算(I) 2 サービス提供体制強化加算(II) (療養通所介護) 3 サービス提供体制強化加算(III)イ 4 サービス提供体制強化加算(III)ロ

5 研修等に関する状況 (訪問看護のみ)	① 研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること。	有・無
	② 利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。	有・無
	③ 健康診断等を定期的に実施すること。	有・無

6 勤続年数の状況

(1) サービス提供体制強化加算(I)

勤続年数の状況	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上		有・無
		① 看護師等の総数(常勤換算)	人	
		② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人	
	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上		有・無
		① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	
		② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数	人	
療養通所介護	①に占める②の割合が30%以上		有・無	
	① サービスを直接提供する職員の総数(常勤換算)	人		
	② ①のうち勤続年数7年以上の者の総数(常勤換算)	人		

(2) サービス提供体制強化加算(II)

勤続年数の状況	訪問看護	①に占める②の割合が30%以上		有・無
		① 看護師等の総数(常勤換算)	人	
		② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人	
	訪問リハ	①に占める②の者が1名以上		有・無
		① サービスを直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の総数	人	
		② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数	人	
療養通所介護	①に占める②の割合が30%以上		有・無	
	① サービスを直接提供する職員の総数(常勤換算)	人		
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)	人		

備考1 要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
備考2 常勤換算等の計算は正確に行ってください。計算に誤りがあって要件を満たせないことが後日判明した場合は、すでに受領した当該加算分に係る介護報酬を、所定の手続きにより返還していただくこととなりますので、ご注意ください。
備考3 上記全ての算定要件を確認できる書面は、実地指導等の際に確認させていただきますので、事業所において適切に保管してください。

備考4 当該届出を行った後の配置割合の計算について

- (1) 新規事業所などで前年度実績が6月未満の場合は、毎月継続的に直近3月間の配置割合を計算し、所定の割合を維持しなければなりません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）
- (2) 前年度実績が6月以上ある事業所の場合は、前年度実績で配置割合を計算するため、毎月の計算は不要です。ただし、次年度以降も継続して加算を算定する場合は、毎年3月に前年度実績となる11月間（4月～2月）について配置割合の計算を行い、次年度に係る加算の算定要件が満たされているか再確認してください。計算の結果、引き続き加算の算定が可能な場合は、年度ごとに改めて届出する必要はありません。（要件を欠く場合は、速やかにその旨届け出ること）